

多摩川流域協議会 議事要旨

1. 日時 : 令和2年8月21日(金) 14:00~15:00
2. 場所 : WEB会議(併用 京浜河川事務所)
3. 出席者 : 東京都都市整備局、東京都建設局、東京都下水道局、神奈川県県土整備局、山梨県県土整備部、川崎市総務部、大田区都市基盤整備部、世田谷区土木部、武蔵野市環境部、府中市都市整備部、調布市環境部、小金井市環境部、狛江市環境部、八王子市水環境部、多摩市環境部、多摩市下水道課、稲城市都市建設部、小平市環境部、国立市生活環境部、武蔵村山市建設管理担当部、青梅市都市整備部、福生市生活環境部、羽村市都市建設部、瑞穂町都市整備部、奥多摩町環境整備課、あきる野市都市整備部、日の出町建設課、檜原村産業環境課、小菅村源流振興課(WEB参加含)

4. 議題

- (1) 流域治水プロジェクトとは
- (2) 多摩川流域協議会の規約改定について
- (3) 流域対策の共有と検討について
- (4) 意見交換

5. 議事要旨

(1) 流域治水プロジェクトについて

資料1についてポイントを説明した。構成員から下記意見があった。

多摩川緊急治水プロジェクトに当該地区が含まれていない。含めてほしい。(構成員)

⇒昨年の東日本台風による出水を安全に流すために、河道での対策であると考えている。(事務局)

(2) 多摩川流域協議会の規約改定について

資料2について、規約改正について説明をした。構成員から下記意見があった。

・多摩川流域の山梨県の範囲は上流部の山間地であり、現在、都市計画の土地利用規制や下水道に関する新たな取り組みの予定がないため、当面は治水課長が県の代表としてこの協議会に参加することとしたい。(構成員)

・大規模減災対策協議会とかなり重複している。大規模減災対策協議会の構成員である气象台の参加は如何か。また、利水管理者の参加は如何か。(構成員)

⇒減災協議会の主の目的はどちらかというとソフト施策、流域治水は、大規模氾

濫減災協議会で対象としている氾濫水に対する被害軽減という部分だけではなくて、流域全体における都市、河川だけではなく都市また下水、幅広い分野について議論を行う。ソフト施策についても、減災協議会に取り込まれない部分も議論していく。(事務局)

气象台についても減災協議会の中で情報共有、情報の提供・予測といった部分で非常に関係がある。必要に応じて構成員以外の者の参加を求める規約を活用して必要な機関について参加を求めていく。(事務局)

利水管理者については、利水ダムの取り組みというのも非常に重要である。規約にある中で構成員以外の出席を求めることができるとあり検討していきたい。

・計画の策定といった、施策的な判断というよりは技術的な判断が行われるのであれば、市長ではなく部長の方がよいのではないか。(構成員)

⇒協議会の実施事項により、流域治水に係るプロジェクト等々とりまとめ計画策定が今回の流域協議会の実施事項の中で遂行していく。計画の策定があるため、各自治体の市区村長を構成員として、トップが出席する計画の策定という提案である。プロジェクトの取り組みの進捗等々、議論していく中で、協議会の規約の中で必要に応じて幹事会や部会の設置ができる規定がある。技術的な部分では、幹事会部会を活用し集中的に議論する。協議会自体としては、計画の策定・公表を含めて議論する趣旨であり首長を構成員とした趣旨である。(事務局)

(3) 流域対策の共有と検討について

資料3のポイントを説明し、特に意見・質問は無かった。

(4) 各自治体からの意見

・流域治水プロジェクトの素案は多摩川本川に係る取り組みだけが掲載されているが、流域治水プロジェクトは都県が管理している河川も含めて流域全体が対象であるという趣旨と理解している。中間とりまとめ以降は、一次支川、二次支川、三次支川もプロジェクトに含めるという理解でよいか。

また、とりまとめのスケジュールについて、9月中の案の公表に向けては、今後、平面図を作成するような依頼があり、それをとりまとめた結果を再度、協議会を開催して確認を行い、公表していくという流れでよいか。(構成員)

⇒流域全体であり、指定区間、支川も含めた河川を対象。9月中に中間とりまとめ案をとりまとめる。河川整備計画に記載されている事業取り組みについて、河川対策に落とし込む。作業の進め方は別途連絡する。それをとりまとめたものを再度協議会にて、承認を受けり中間とりまとめたものを9月に公表する。(事務局)

- ・今回の改正で市区町村は首長が構成員になったのであるが、直接首長が出席することはあまりないが相応の代理の方が出席されるようになってほしい。(構成員)
- ⇒今回の規約改正で、流域治水プロジェクトの主旨を踏まえ市区町村は首長をさせていただいた。難しい時は代理を出席いただきたい。(事務局)
- ・流域治水プロジェクトの計画期間はどのくらいであるか。(構成員)
- ⇒流域治水プロジェクトの計画期間は、現行の河川整備計画の目標年次を計画の年次である。また、流域対策等は期間の定めはない。このプロジェクトは目標年次はないが幅広く取り組みを位置付けていきたい。(事務局)

以 上